

中間案に対するパブリックコメントの結果と県の考え方（案）

番号	該当箇所			御意見・御提言の内容（要旨）	対応	宮城県の考え方（案）	関連部局
	章	項目	ページ				
1	2	第2節	13	4つの要素として「清らかな流れ」「豊かな流れ」「安全な流れ」「豊かな生態系」が挙げられているが、これら4つの要素はそれぞれ独立したものと捉えているのか、あるいは相互に何らかの関係性を持ったものと捉えているのかが明確ではない。この点についての言及があった方が良いと思う。 【団体：仙台市】	修正	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 「健全な水循環を構成する要素として「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」及び「豊かな生態系」の4つの要素を取り上げています。この4つの要素は相互に関係し健全な水循環を構成しており、次のような将来像を目指して施策を講ずることで、健全な水循環の保全を図ってまいります。」	
2	3 5	第1節6 第1節2	23 41, 43, 45, 47	健全な水循環は、人の手が適切に入ることによって保全されるものです。特に、里山や屋敷林の保全についても、計画の中で触れるべきだと思います。 【個人1：仙台市】	修正	御意見を踏まえ、次のとおり追記しました。 第3章第1節6 「「大崎耕土」は持続可能な水田農業を支える伝統的な水管理システムとして世界農業遺産に認定されています。水田農業と伝統的な水管理は、水田・水路・ため池・屋敷林「居久根（いぐね）」がつながり、機能的で美しい農村景観（ランドスケープ）を形成してきました。屋敷林「居久根」は様々な樹種で構成され、多様な生き物を支える基盤となり、季節によって水田と居久根を行き来する生き物も数多く存在します。これらの農業と結びついた伝統的な農文化は、生きた遺産として次世代へ引き継ぐ取り組みがなされています。」 第5章第1節2【山間部】 「適切な除伐、間伐採、再造林による森林の水源涵養機能の維持増進や、企業等による環境貢献を目的とした森林づくりや、里山、湿地・湿原の保全活動を支援することで」 なお、「みやぎの里山林協働再生支援事業」を里山の保全に関する施策として位置づけております。	農山漁村 なりわい 課 農村振興 課 自然保護 課
3	3	第1節6	24	震災を機に、漁業に携わっている方々が植林活動を行う報道に触れ、山と海が密接に繋がっていることに改めて気づかされました。 里山の保全と里海の保全は深く関係しています。沿岸部における里海の保全も付け加えてはいかがでしょうか。 【個人1：仙台市】	修正	御意見を踏まえ、次のとおり追記しました。 「気仙沼市では漁師が森に木を植える「森は海の恋人運動」が行われ、その活動は沿川の住民に拡がり、現在は森づくりのほかに環境体験学習や自然環境保全活動に発展し、健全な里海の保全・創出に取り組まれています。」	
4	4	第2節	37	実施している活動内容で「水に関する防災教育を実施する活動」等は活動数が少ない傾向にあり、民間団体等と協力して人材育成に力を入れていただきたい。 【団体：仙台市】	原案通り	第5章第3節1（56ページ）に記載のとおり、民間団体等と協力し、水に関する防災等の専門知識を有する人材の派遣等の取組を推進してまいります。	
5	5	第1節2	43	宮城県水循環保全基本計画の4つの基本理念、「清らかな流れ（水質の保全）」、「豊かな流れ（水量の確保）」、「安全な流れ（防災）」、「豊かな生態系（生態系保護）」のそれぞれに深く関連しているのは森林であり、森林の保全と整備が当該計画の主要なテーマの一つであると思われる。 宮城県水循環保全基本計画においては、森林開発に関わる法律や条例の県民の理解を深め、行政の審査の透明化を図ることにより、その実効性を担保することを目標の一つとするを提案する。 【個人2：丸森町】	原案通り	第5章第1節（43ページ）に記載のとおり、第2期計画から主な施策に大規模開発への対応について明記し、法令に基づき、透明性・実効性を確保してまいります。	林業振興 課 森林整備 課 再エネ室 自然保護 課

中間案に対するパブリックコメントの結果と県の考え方（案）

番号	該当箇所			御意見・御提言の内容（要旨）	対応	宮城県の考え方（案）	関連部局
	章	項目	ページ				
6	5	第1節2	43, 44	P43の「山間部」及びP44の表5.3豊かな流れに関わる主な施策（大規模開発への対応）の中に、地域住民との合意形成が必要である旨の文言を追加してはどうか。 【個人3：丸森町】	原案通り	御意見のとおり、大規模な開発行為等に当たっては、地域住民との合意形成が必要と認識しており、法令に基づき、地域住民との合意形成が図られるよう努めてまいります。	再エネ室 自然保護課
7	5	第1節	47	水辺環境の保全等を進め、動植物が生息・生育しやすい環境を創出する必要があると思われる。都市部であっても緑があり、皆が安心して憩える共生的な街づくりを基軸に据えて計画を進めていただきたい。 【団体：仙台市】	原案通り	第5章第1節2（47ページ）に記載のとおり、動植物の生息・生育の場となる森林や湿地・湿原を保全するとともに、動植物にとって生息しやすい水辺環境の創出を図ってまいります。今後の事業の推進に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。	
8	5	第3節	56	□内の【関係団体との連携・協働を図る取組の方向性】で指摘されている各事項（民間団体等と行政の連携・協働をより効果的に発展させる 関係団体間で活動内容等の情報共有を図り、団体間の相互連携・協働を促す 人材の環境学習等への派遣を推進する）はいずれも重要なものである。しかし、これらの目標を実現するための具体的方策については、県民・事業者・民間団体及びNPO・教育研究機関・行政機関という各主体の役割が個別に指摘されているにとどまり、それら各主体が連携・協働する方策としては「流域水循環計画推進会議」を開催することのみが挙げられている。目標を実現するための具体的方策について更に検討すべきである。 【団体：仙台市】	原案通り	各主体の連携・協働を図るため、「流域水循環計画推進会議」を開催するほか、第5章第3節5（59ページ）に記載のとおり、インターネット等を活用した情報発信による普及啓発、環境教育やイベントへの人材の派遣等の取組などを検討してまいります。具体的な方策は、本計画の実行計画である流域水循環計画において検討してまいります。	
9	—	—	—	法律、条例の制定、運用の間の形骸化、新たな法律、条例の制定、運用の間の形骸化...の愚かな負のサイクルを繰り返してはならない。そのため、具体的には、当該計画において、以下の活動を行うことを提案する。 1) アセスメント法、県条例の県民に対する啓蒙活動 2) アセスメント法、県条例の審査の過程（対象事業かどうかの判断の課程も含む）の透明化のための具体的な施策の検討と実施 3) （特にメガソーラーに関して）県条例の見直しと新たな適用基準設定の提案のための調査 4) 林地開発許可制度（森林法）の県民に対する啓蒙活動 5) 林地開発許可制度の審査の過程の透明化のための具体的な施策の検討と実施 【個人2：丸森町】	原案通り	御提案や様々な御意見を踏まえ、県民に対する関係法令の普及啓発、制度の見直し改善に努めてまいります。	再エネ室 自然保護課

中間案（原案：R2.8.7時点）に対する専門委員からの御意見とその対応

No	対応ページ	修正資料	委員名	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県のお考え方（案）	対応
第2章 計画の基本理念と目指すべき将来像						
1	P13	P14	玉置委員	バランスのとれた生態系とは、一体、どのような生態系の状態を示すのでしょうか？	御意見を踏まえ、修正しました。 「宮城県に本来棲息しうる多様な動植物が保全され、バランスがとれた生態系が保たれている状態」 ⇒「…多様な動植物の生態系が保たれている状態」	修正
2	P14	P15	玉置委員	本文内にて流域管理指標のことも述べられているが、本節にはその概要の記載がなく、分かりづらい。少なくとも流域管理指標が掲載されているページと表番号程度は付記した方がよいのでは。	御意見のとおり修正しました。	修正
第3章 県土の現状と課題						
3	P28～P33	P30～P35	玉置委員	第一期計画から現在にかけての管理指標の推移から読みとれる水環境の変化が、実態にあっているかの確認・検証作業が必要であると考えます。	本計画の資料編に、流域毎の管理指標の推移を示し、各流域の実態や課題を整理することを考えております。（資料編に追加）	原案どおり
4	P33	P35	玉置委員	河川生物生息環境指標について、2014年から2018年にかけて0.4点の上昇とのことだが、これについては分母の近10年の確認種等が減った影響ではないことを確認ください。	分母は固定となりますので、分子の確認種が増えたことによるものです。	原案どおり
第5章 水循環保全基本計画（第2期）						
5	P36～P37	P38～P39	玉置委員	今回設定された目標値について、「清らかな流れ」については、環境基準の達成を意味し、理解しやすいが、例えば「豊かな生態系」の目標値7.7とは、具体的にどのような状態を示すのか、またなぜその値を目標値に定めたのか、説明が必要と考える。	「清らかな流れ」以外の目標値は、指標値推移のトレンドを踏まえ、現在の指標値の増加傾向を維持することを目標として定めています。	原案どおり
6	P39～P42	P41～P44	郷古委員	修正・追記事項の中に、「農業利水システム」の記載がありますが、この表現は一般的ではありません。「農業水利システム」に修正をお願いします。	御意見のとおり修正しました。	修正
7	P50	P52	玉置委員	流域管理指標として、外来種に関するデータを示す必要はないでしょうか。健全な水循環に係る多くのデータが取得されてきたことから、これらをデータベース化し、例えば県ホームページから分かりやすくアクセスできるようにしてはどうか？	流域管理指標（P52）に外来種を含めておりましたので、流域計画で必要に応じデータを示したいと考えます。 来年度以降、水循環に係る情報発信を充実させる方向で事業の推進を検討しております。今後HP掲載内容等を検討いたします。	原案どおり

中間案（R2.8.25時点）に対する関係機関（国・市町村）からの御意見とその対応

No	対応ページ	修正資料	関係機関	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県のお考え方（案）	対応
第2章 計画の基本理念と目指すべき将来像						
1	P13	P14	国土交通省 東北地方整備局	水道用水ではなく、工業用水を出す理由は何故でしょうか。 SDGsに合わせるなら、SDGs[6]⇒水道用水が妥当ではないでしょうか。	「農業用水、水道用水及び工業用水等」に修正しました。	修正
2	P13	P14	仙台市環境局 環境部環境対策課	農業用水、工業用水の記述はあるが、上水道も追記願いたい。		
3	P15	P16	国土交通省 東北地方整備局	北上川の基準地点で「明治橋」を記載しない理由は何故でしょうか。	宮城県の県境に近い狐禅寺で評価するものとしています。	原案どおり
4	P15	P16	国土交通省 東北地方整備局	鳴瀬川の基準地点を「中流堰下流」⇒「鳴瀬川中流堰下流」に修正ください。	御意見のとおり修正しました。	修正
5	P16	P17	国土交通省 東北地方整備局	「安全な流れ」の管理指標として、河川整備指標と海岸整備指標が示されています。このなかで、整備済み延長と、整備が必要な総延長について、この定義を明確にされた方がよいかと思います。 というのも、河川の整備済み延長としては、堤防整備延長なのか、掘削延長なのか、流量達成延長なのか、などがあります。 整備が必要な総延長についても、両岸を合わせた延長か、当面計画の総延長か、長期計画の総延長か、堤防整備延長か、掘削延長かといった区分がありますので、こちらを明確にされては如何でしょうか。	整備済み延長と整備が必要な総延長の定義を追記しました。	修正
6	P16	P18	国土交通省 東北地方整備局	②河川生物生息環境指標の算定方法を前回と変更した理由は何でしょうか。	前回までの河川生物生息環境指標の算定方法をもとに指標値を延伸した結果、確認種数の増減により、指標値が急変する傾向を示すことや、一部の流域の指標で満点である10点を超過するなどの問題が生じたため見直したものです。	原案どおり
第3章 県土の現状と課題						
7	P21	P23	国土交通省 東北地方整備局	図3.6 水利使用状況 ⇒出典を記載した方が宜しいのではないのでしょうか。	御意見のとおり出典を追記しました。	修正
8	P24	P26	丸森町	「令和元年東日本台風（台風19号）」⇒「令和元年東日本台風（台風第19号）」	御意見のとおり修正しました。	修正
9	P24	P26	丸森町	「人的被害（死者19名、行方不明者2名）を含む甚大な被害が生じています。」 ⇒「人的被害（死者19名、行方不明者2名）及び約●haが浸水、床上浸水●戸、床下浸水●戸の甚大な被害が生じています。」	御意見を踏まえ、修正しました。	修正
10	P24	P26	丸森町	「住民一人ひとりが災害情報を事前に入手する等」 ⇒「住民一人ひとりの防災意識を高めるために災害情報を事前に入手する等」	御意見を踏まえ、修正しました。	修正
11	P26	P28	国土交通省 東北地方整備局	「内陸部由来のごみが多いという傾向があり」 ⇒定量的な根拠を明示すべきではないのでしょうか。	「宮城県海岸漂着物対策地域計画（平成28年3月改定）」P14の記載を引用し、文言を修正しました。	修正

12	P27	P29	国土交通省 東北地方整備局	「新型コロナウイルス感染症等への対応」まで水循環保全基本計画に入れることは適切なのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済活動の変化が、水環境に与える影響を注視していく必要があるものと考えております。	原案どおり
13	P32	P34	国土交通省 東北地方整備局	(1)指標値の評価 「その後、 <u>河川及び海岸堤防</u> の」⇒「その後、 <u>主に海岸堤防</u> の」とすべきではないでしょうか。 (河川整備指標に変化なし)	御意見のとおり修正しました。	修正
14	P33	P35	国土交通省 東北地方整備局	(1)指標値の評価 「森林等における広葉樹の林齢の増加」 ⇒植物環境指標の数値が変わらないように見える中で、このコメントは問題ないでしょうか。	植物環境指標値は、分母（県土面積）が大きいため変動値が微小となる傾向があります。 宅地等の面積が増加する中、植物環境指標値が微小でも増加する要因は「広葉樹の林齢の増加」であることを明記しております。	原案どおり
15	P33	P35	国土交通省 東北地方整備局	(2)課題「広葉樹の林齢が増加し、自然性が高い森林に遷移しています」 ⇒上記(1)同様		
16	P33	P35	国土交通省 東北地方整備局	(1)指標値の評価「自然性の高い状態に遷移」 ⇒「7.5→7.9点」の変化量でここまで言えるのでしょうか。	指標値の経年変化の推移が上昇傾向を示していることから「自然性の高い状態に変化している」と評価できると考えております。	原案どおり
17	P33	P35	国土交通省 東北地方整備局	(2)課題「水辺環境も自然性の高い状態に改善」 ⇒上記(1)同様		
第5章 水循環保全基本計画（第2期）						
18	P36	P38	国土交通省 東北地方整備局	(1)「清らかな流れ」の目標 「「清らかな流れ」の目標値を10.0とします。」 ⇒この目標値は難しくないでしょうか。現実的な目標値にした方が宜しいのではないのでしょうか。具体的な取組を提示できるのでしょうか。	宮城県としては、全ての観測地点で水質環境基準を満足することを目標としています。	原案どおり
19	P36	P38	国土交通省 東北地方整備局	(2)「豊かな流れ」の目標 図5.2 ⇒今回8.8 → 目標値8.8で同値ですが、矢印が上がっているので修正すべきと考えます。	御意見を踏まえ、修正しました。	修正
20	P37	P39	国土交通省 東北地方整備局	(3)「安全な流れ」の目標 「「安全な流れ」の目標値を8.4とします。」 ⇒目標値がある程度担保される見込みはあるのでしょうか。	東日本大震災に伴う海岸堤防整備の進捗等を考慮して目標値を設定しています。	原案どおり
21	P37	P39	国土交通省 東北地方整備局	(4)「豊かな生態系」の目標 「「豊かな生態系」の目標値を7.7とします。」 ⇒目標値がある程度担保される見込みはあるのでしょうか。	目標値は、植物環境指標ならびに河川生物環境指標のトレンドを踏まえて設定しています。現在の指標値の増加傾向を維持することで目標値が達成されと考えます。	原案どおり
22	P47	P49	国土交通省 東北地方整備局	表5.6 総合的な視点を取り入れた取組例 ○河川や海岸の整備を推進する、多自然川づくりを行う。 ⇒「行う」→「推進する」で良いのではないのでしょうか。 ○水辺環境を保全する。 ⇒「保全する」→「創出」も入れ込んではどうでしょうか。	御意見のとおり修正しました。	修正

23	P51	P53	国土交通省 東北地方整備局	表5.11 4つの要素による流域別の評価 ⇒どの時点の評価が記載しては如何でしょうか。	御意見を踏まえ、追記しました。	修正
24	P53	P55	仙台市環境局 環境部環境対策課	<p>4 水道水源特定保全地域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水源特定保全地域の指定について、当市水源である釜房ダム・七北田ダム・宮床ダム・青下ダム水源が一部若しくは含まれておらず、当該流域内に存在する全ての水道事業者の水源を改めて調査し、指定範囲を検討すべきと考えます。 前述に関連し、現在の水道水源特定保全地域については、「植物自然充実度（植生評価度）調査」の結果をもとに選定されているが、植生分布と水道水源の関連性は相当に希薄であり、水道水源保全の観点からは、対象区域内に存在する浄水場の取水地点より上流の集水域範囲を確認の上、水道水源保全地域を検討すべきと考えます。 指定区域内における開発行為に対しては届出を義務付け、必要に応じて適切な指導を行うとしているが、届出制では法的な抑止力が低いことから、開発行為のうち水濁法や廃掃法、ダイオキシン類特別措置法等で規制される特定事業場等で排水により水道水源の水質へ悪影響を及ぼす可能性のある事業について開発不可とする等、法的な拘束力を持たせるべきと考えます。 指定区域内において開発行為の届出があった際に、該当する流域の水道事業者へ情報提供いただき、開発者へ意見を述べる機会を設けることを検討いただきたい。 	今後の事業の推進に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。	原案どおり

中間案（原案：R2.8.11時点）に対する県庁内意見とその対応

No	対応ページ	修正資料	関係課室	意見の内容	考え方（案）	対応
第1章 計画の基本的事項						
1	P1	P2	震災復興政策課	新ビジョンは策定期を明示しない予定なので「（2020年12月改定）」を計画期間の「（2021年～2030年）」に訂正	文中の「新・宮城の将来ビジョン（2020年12月改定）」を「新・宮城の将来ビジョン（2020年度策定）」に修正。 併せて「宮城県環境基本計画（第4期）」及び「宮城県水循環保全計画（第2期）」の策定年を年度で表記。 また、表中は「策定年月」を「策定年」とし、「2020年12月」を「2020年度」と修正。	修正
2	P1	P2	震災復興政策課	表1.1内 新ビジョンは策定期を明示しない予定なので「2020年度」策定にとどめる。 また、「改定」ではなく「策定」の扱いのため、「改定」表記は削除		
3	P1	P2	地域復興支援課	「新・宮城の将来ビジョン」（2020年12月改定） ⇒「新・宮城の将来ビジョン」（2020年12月策定）		
4	P2	P3	震災復興政策課	図1.1内 新ビジョンは策定期を明示しない予定なので「（2020年12月改定）」を削除	全てに策定年を表記するものとし、策定年は年度で表記。	修正
5	P3	P4	震災復興政策課	「富県躍進！ ～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」⇒ 「富県躍進！ “PROGRESS Mivagi” ～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」	意見のとおり修正。	修正
6	P3	P4	地域復興支援課	「本計画は、これらの取組の方向や目指すべき姿をもとに、 <u>計画</u> を策定しました。」 ⇒「本計画は、これらの取組の方向や目指すべき姿をもとに策定しました。」	意見のとおり修正。	修正
7	P4	P5	震災復興政策課	図1.2の出典 新ビジョンは策定期を明示しない予定なので「（2020年12月改定）」を削除	意見のとおり修正。	修正
8	P5	P6	再生可能エネルギー室	表1.2内「再生可能エネルギー」⇒「再生可能エネルギー」	意見のとおり修正。	修正
9	P5	P6	自然保護課	表1.2内「維持可能」⇒「持続可能」	意見のとおり修正。	修正
10	P9	P10	地域復興支援課	「民間団体及びNPO法人」→「民間団体及びNPO」に改めてはどうか。 NPO法人＝特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の通称 NPO＝NPO法人を含む多様な非営利活動組織 であり、「NPO」とした方が幅広いプレーヤーを指すことができるため。 （法人格を持たない活動団体や、一般社団法人、株式会社等の別形態の法人も含めた表現となり、より適切と考えるもの）。 ※ p.26, 27, 35, 45, 52, 55の「NPO法人」も同様に「NPO」に改める。 （p.56 写真5.3キャプションの「NPO法人」は、特定の団体を指していると思われるため、変更不要）	意見のとおり修正。	修正
11	P10	P11	震災復興政策課	「計画期間を2020年度までに改定されています…」⇒ 「計画期間が2020年度までに改定されています」	意見のとおり修正。	修正
第2章 計画の基本理念と目指すべき将来像						
12	P12	P13	自然保護課	なぜ「伊豆沼・内沼」だけを固有名詞で挙げるのか。	宮城県内で最初に登録された湖沼であるため、例示として名称を挙げている。	原案どおり

第3章 県土の現状と課題						
13	P21	P23	農村振興課	『「ひとめぼれ」や「ササニシキ」のブランド米を 作育する …』 ⇒『「ひとめぼれ」や「ササニシキ」といったブランド米を栽培する…』 に文言修正。	意見を踏まえ、次のとおり修正。 『「ひとめぼれ」、「ササニシキ」及び「だて正夢」等のブランド米を栽培する』	修正
14	P21	P23	みやぎ米推進課	「ひとめぼれ」や「ササニシキ」のブランド米を 作育する ⇒「ひとめぼれ」、「ササニシキ」及び「だて正夢」等のみやぎ米を生産する		
15	P22	P24	自然保護課	3つの湿地すべてで水生植物の植栽や外来種駆除、「ふゆみずたんぼ」の取組がなされているように読めるが、実態は異なるので、下記を踏まえ、修正いただきたい。 ・水生植物の植栽は、当課で把握している限り「伊豆沼・内沼」でのみ実施。 ・外来種駆除は、「蕪栗沼・周辺水田」で実施しているか不明。 ・「ふゆみずたんぼ」は、伊豆沼周辺では現在実施していない。 ・写真3.3は古く、現在はこのような船を出しての植栽は実施していない。外来種駆除の様子の写真を提供するので、必要であればご使用ください。 ・ラムサール条約湿地は、県内では新たに志津川湾がH30に指定されている。	意見を踏まえ、文言を修正。 また、提供いただいた「外来種駆除」の写真に差し替え。	修正
16	P23	P25	再生可能エネルギー室	文章中段「また、気候変動・・・」修文		
17	P23	P25	自然保護課	「水源涵養機能が高い山間部などにおける大規模な開発行為等が、水環境に影響を及ぼすことも懸念されています。」を削除。大規模な開発行為等に林地開発が含まれるのであれば、水環境への影響も含め林地開発許可基準に基づき許可しているため、影響を及ぼす懸念とは言い切れない。	意見を踏まえ、文言を修正。	修正
18	P24	P26	循環型社会推進課	「台風19号」⇒「台風第19号」 「広域体制整備」⇒「体制の強化」	意見のとおり修正。	修正
19	P32	P34	地域復興支援課	「このため、河川整備を推進するとともに、雨水の流出抑制によって河川への負担を軽減させ」とありますが、この表現が「河川への排水を遅らせることで、内水氾濫を誘発するのではないか」という懸念を抱かせる可能性があると考えます。そのため「雨水の流出抑制」に関する具体的な施策を追記した方が良く考えます。 (例)「～河川整備を推進するとともに、遊水池やため池の活用、都市部における浸透性舗装の導入促進等を通じた雨水の流出抑制によって～」	意見を踏まえ、次のとおり修正。 「・・・森林のもつ保水能力、農地やため池等の有する貯水機能を活用した雨水の流出抑制によって河川への負担を軽減させる等、流域対策を一層推進する必要があります。」	修正
20	P33	P35	地域復興支援課	「自然性が高い状態への遷移」は好ましい変化であり、「課題」とはやや異なるのではないのでしょうか。「課題」として記載するのであれば、外来種の駆除や、森林において再造林時の複層林化等を進める必要性等を記載すべきではないのでしょうか。 (例)「～改善していることから、外来種の駆除や再造林時の複層林化等を進めることにより、さらに森林や里山環境～」	意見を踏まえ、次のとおり修正。 「・・・改善していることから、外来種の駆除や適切な除伐、間伐等を進めることにより、さらに森林や里山環境、・・・」	修正

第5章 水循環保全基本計画（第2期）						
21	P37	P39	河川課	河川整備と海岸整備の整備延長ベースを指標に換算しているが、前提としている目標とする整備延長の考え方について注釈を入れてはどうか？	第2章「第3節 4つの要素の管理指標」（P17）において目標とする整備延長の考え方を明記。	修正
22	P39,P40	P41,P42	企業局公営事業課	「下水処理施設」⇒「汚水処理施設」	意見のとおり修正。	修正
23	P39,P41, P43,P45	P41,P43, P45,P47	林業振興課	【山間部】 「適切な除伐，間伐による」 ⇒「適切な除伐，間伐採， <u>再造林による</u> 」	意見のとおり修正し，用語の注釈を追記。	修正
24	P39	P41	みやぎ米推進課	「 <u>たい肥等の活用による土づくりや化学肥料・農業使用の縮減</u> 」 ⇒「 <u>土づくりを基本とした化学肥料・化学合成農業使用の低減</u> 」	意見のとおり修正。	修正
25	P40	P42	みやぎ米推進課	表5.2内 「 <u>環境にやさしい農業の推進</u> 」⇒「 <u>環境保全型農業の推進</u> 」 「 <u>持続性の高い農業生産方式</u> 」（削除） 「 <u>化学肥料・農業使用量の縮減等</u> 」⇒「 <u>農業生産に由来する環境負荷の低減</u> 」	意見のとおり修正。	修正
26	P40,P42	P42,P44	農山漁村なりわい課	○期待される効果 「 <u>農業水利システムの維持・健全化，担い手の育成</u> 」 ⇒「 <u>農業用排水路の維持</u> 」	水循環に対しての「期待される効果」を明記するため，原案のとおり。（農業用排水路は農業水利システムに含まれるものと認識します）	原案どおり
27	P41	P43	農山漁村なりわい課	「 <u>農業水利システム</u> 」⇒「 <u>農業用排水路</u> 」	農業用排水路は農業水利システムに含まれるものと認識するため，原案のとおり。	原案どおり
28	P40,P42, P44,P46	P42,P44, P46,P48	農山漁村なりわい課	農地の多面的機能の発揮の実施主体 修正前：宮城県 修正後：宮城県，各市町村，各活動組織	意見のとおり修正。	修正
29	P39～P42	P41～P44	農村整備課	「 <u>農業水利システム</u> 」 「 <u>農業水利システム</u> 」 P41，42，44又はP43の 「 <u>農業水利システム</u> 」 修正が必要と思われます。 「 <u>農業水利システム</u> 」	「 <u>農業水利システム</u> 」に統一。	修正
30	P42	P44	自然保護課	表 5.3 「豊かな流れ」に関わる主な施策について、 ●林地開発許可，大規模開発指導要綱に基づく開発時の環境や水量調整機能への配慮の指導等 ●環境影響評価制度の運用 の順番を変える。「環境影響評価制度の運用」が1番目	意見のとおり修正。	修正
31	P42	P44	自然保護課	表5.3「大規模開発への対応」の「関連する行政の主な施策」 「 <u>大規模開発指導要綱</u> 」を「 <u>大規模開発行為に関する指導要綱</u> 」に修正 いただきたい。	意見のとおり修正。	修正
32	P43	P45	森林整備課	治山設備等⇒治山施設等	意見のとおり修正。	修正
33	P44	P46	河川課	p 39の目標では，河川整備と海岸整備の両方の記載があるので，海岸整備についても表に記載してはどうか？（「今回」の指標の「6.1」について，海岸の災害復旧・復興について今後完成箇所は時期計画の目標に含めるのであれば施策の表に追加しても良いかと思えます。もし，今回の指標がすべてR2で完成する前提となっているのであれば，表の追記は不要ですが考え方の注釈が必要かと思えます。）	意見のとおり修正。	修正
34	P46	P48	循環型社会推進課	表5.5中，海洋ゴミ対策 「 <u>海洋ゴミ</u> 」⇒「 <u>海洋ごみ</u> 」 ※2か所 実施主体に「各市町村」を追加	意見のとおり修正。	修正